



Title	沖縄の航空権益（日米航空交渉関連）（3）（46・4・23 吉野・スナイダー会談 外務省外交史料館レファレンス 番号：H221722）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.3 公開日：平成22年12月 22日 外務省外交史料館管理番号：B'5.1.0.J/U24 CD・ DVD番号：H22-011
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43486
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

46
4
23
吉野
スナイダー
会談

1973年12月

0000000000



(回覧番号) 1034, 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘 無期限	符号表示 略平 第 794 号	総第 26 062 号 昭和 年 月 日 時 分 発 APR 26 16 47
部の内号	大至急・至急・普通・LTF	発電係

大 臣 小 務 官 政 務 次 官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 北米才一課 米 才 一 課 起案 昭和 年 月 日 46 4. 23 提案者 電話番号 法昭 2499
---	-------------------------------	---

協議先 国際経済課長 中野調査官	条約課長 国際協定課長
------------------------	----------------

在 米 半場 総領事 代理	大使 臨時代理大使 あて 俊知 大臣 発
在 沖 高 嶽 総領事 代理	大使 臨時代理大使 あて

件名 沖縄返還問題 (航空問題)
(限定配布)
往電米北一第 762 号に關し、
23日 吉野アメリカ局長およびスタイン公使の
問題会談したことの通り。(橋本参事官, 航空局
寺井審議官, リン参事官同席)
1. (1) スタイン公使より次の通り述べた。

漢
電信課長
754
写
済

2

①. 米側においてその後態度の結果、
カボタージュは認められたいという俊知大臣以下
日本側の一貫した立場にも鑑み、日本側が
長期の暫定期間を認めるの存し、カボタージュ
は断念にもより (WILLING TO GIVE UP
CABOTAGE) というところまで内部を固めた。
カボタージュを断念する場合には、米航空企業
の被る経済的損失が非常に大きいため、結
果米航空企業が強く主張し、二九の議
会ではねがえり政治問題化傾向のこゝろ、かかる
問題の発生を防ぐためにも、また米政府の立場
を JUSTIFY するためにも長期の暫定期間
が必要である。
②. 米側は当初 カボタージュ付きで暫定期間
10年を要求し、現在では政府関係筋に

(※印刷内は電信課記入)
(昭和四二・七一改正)
GB-1
GB-3
外務省

ついでのカボター返付まで暫定期間7年を要求しているが、日本側の立場にも鑑み、カボター返付は断念せざるを得ないと判断せられた。日本側は3年という暫定期間を提案したがい、米側は3年では全く短か過ぎると思える。

(2) 米側に対し当方より次の通り述べた。

日本側は本件は基本的には航空協定の枠内で話し合いたいとの立場にあることは米側も承知のとおりであり、また、暫定期間が3年を越える場合には何らかの代償を要求する旨も既に指摘の通りである。かかる代償は国内説明上必要なので、たとえ1ミナル程度の差しかえないうえに、例えば日本側から有12いた3プ14でのSTOP OVER権のおおむねも良く、米側はOSP沖ルを以て

南米への路線権でも結構なのは、^{よいから}~~米側~~ 考慮し欲い。

(3) これに対し「ス」公使より次の如く述べた。

(4) 正直言、米側としては、カボター返付を断念する用意があること自体が日本側に対して大きな代償を支払うことと同位だと思えるが、米側暫定期間について日本側との話し合いに心じていること自体も大きな進歩を意味すると思える。従って、この上にESに何らかの代償を認めるといふことにはならぬが、国内では大きく是非難を述べた。米國は沖縄を日本に返した上、ESに不利益を被った。この折衷案を大衆に与えようとしたら、議会対策上、これは何れも指摘したとおりである。さらに、本土から沖縄への路

→ 線は米側の計算によれば年間3.5億ドルの収益に相当するところ、今後は米側がカボタージュを断念する以上、かかる収益は日本側に一方的に加算されることになる款であり、日本側はこの点でもGAINにすることを忘れては欲しい。

- ④. ~~米~~ 日本側が現段階に至るもなお代償を求めつつある旨を本国政府に報告した^た。
- ~~た~~、~~日本側~~からは「政府関係折衝^{交渉}」カボタージュ付きの暫定期間7年を通じ、この訓令が来ることは目に見えている。
- ⑤. ③に本件の解決を促進^{促進}する~~意味~~も双方とも暫定期間にかかわる条件を^即落し、~~す~~、米側はかかるカボタージュも要求せず、日本側も代償を要求しない^{こと}を、双方の主張を~~す~~期間の中間とし、暫定期間を5年とする^{こと}を提案したい。
- ⑥. 上記提案に対し当然、かかる形態のカボタージュも米側は要求^{しない}ことを確認した上で、5年の暫定期間を認める

こととする旨述べたところ、米側は直ちに本国政府^へ報告する旨答えた。

- ③. 本件交渉は上記のごとく実質的合意を^もみ^た次第であるが、他の諸案件^の合意^が出^るまでは、本件合意が成立したことは外部に~~一切~~一切出さないことにつき双方^が認^し、また本件合意も返還交渉全体のパッケージで変更ありうべき旨^も確認^{した}。
- なお、今後は冒頭往電の了解覚書、交換公文、修正附表等^に関^して^もわが案^を基礎^{とし}、双方^がつめ^こみ^たこととした。
- 以上厳に貴使お含みまで。
- 沖縄へ転報した。


秘密表示(外信)
極 秘
 無期限
 部の内
 子

館長直披

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/	/	2
付	不 必要 添付		
属	付属添付		

發送日 昭和46年5月4日
 処理日
 発信 12/タイプ 校

文書課長 (印) 公 信 案 (分取)

公信番号	米北1第67号	公信日付	昭和46年5月1日
大臣	主官	起案	昭和46年4月30日
政務次官	アメリカ局長	 起案者 田中 電話番号 2467	
事務次官	参事官		
外務審議官	北米才一課長		
外務審議官			
電房長			
協議先			
受信者		発信者	
在 沖繩 高瀬貞大使		外務大臣	
写送付先		(希望發送日)	
		8/25 5月4日	
件名			
電信転報(沖繩返還問題—航空戻帰)			

GA-2 1 65 外務省 回覧番号

米北1第67号
 昭和46年5月1日

沖繩復帰準備委員会
 日本国政府代表 殿

外務大臣

電信転報(沖繩返還問題—航空戻帰)

本件に関する下記電信(ノ)通を転報する。
 なお、本件電信の取扱には、厳格に責務限りとし留意され。記

46年4月26日 本大臣発 米 みて米北1第794号

付属添付